

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【公表番号】特表2009-505790(P2009-505790A)

【公表日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-006

【出願番号】特願2008-529103(P2008-529103)

【国際特許分類】

A 6 1 F 11/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 11/02 L

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月4日(2009.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

聴覚保護装置であって、

第1末端部と第2末端部とを有するヘッドピースと、

該ヘッドピースに固定された第1イヤーマフであって、露出した多孔性材料を含む遠位外面及び近位外面を有し多孔性材料を含む第1イヤーカップを含む第1イヤーマフと、

前記第1末端部が、少なくとも部分的に位置決めされている第1チャネルと、

該ヘッドピースに固定された第2イヤーマフであって、露出した多孔性材料を含む遠位外面及び近位外面を有し多孔性材料を含む第2イヤーカップを含む第2イヤーマフと、

前記第2末端部が、少なくとも部分的に位置決めされている第2チャネルと、を含む聴覚保護装置。

【請求項2】

前記第1イヤーカップの前記近位外面に固定された第1クッションと、

前記第2イヤーカップの前記近位外面に固定された第2クッションとを更に含む、請求項1に記載の聴覚保護装置。

【請求項3】

前記第1及び第2イヤーカップの前記多孔性材料が発泡体を含み、

少なくとも一方のイヤーマフの前記イヤーカップ及びクッションが、单一の一体型構造体である、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

少なくとも部分的に未反応の第1発泡体組成物を含む発泡クッションを、少なくとも部分的に未反応の第2発泡体組成物を含む発泡イヤーカップと接触させるステップと、

該第1及び第2発泡体組成物の連続重合により、該発泡クッションを該発泡イヤーカップに固着するのに十分な期間にわたって該発泡クッションと該発泡イヤーカップを互いに接觸して維持するステップとを含む、イヤーマフを作製する方法。